

徳島県過疎地域持続的発展方針（案）について

1 方針策定の趣旨

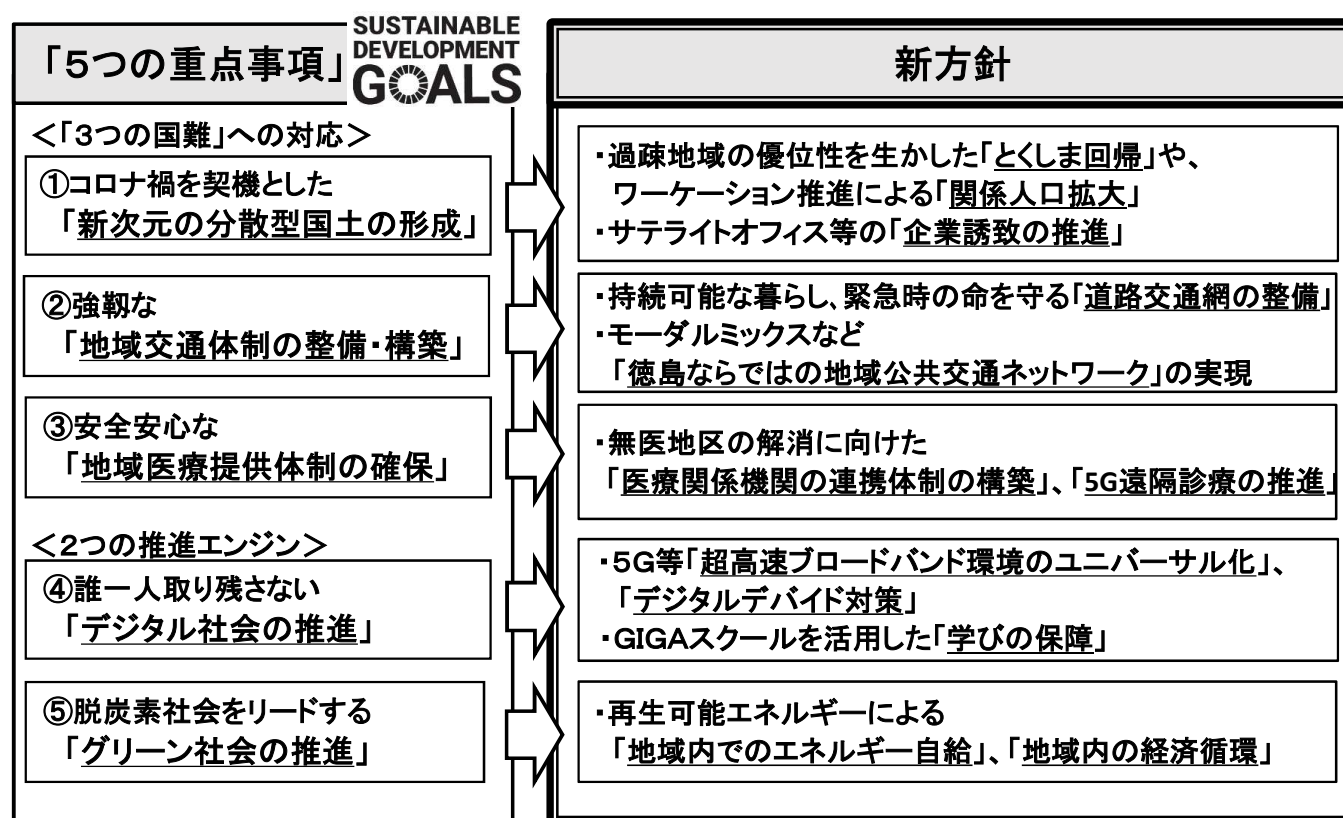
- 令和3年4月1日、10年間の時限立法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところであり、本県過疎地域の持続的発展を図るため、その基本的な事項等を定める「徳島県過疎地域持続的発展方針」を策定する必要がある。
- なお、本方針は、今後策定される「徳島県過疎地域持続的発展計画」及び「市町村過疎地域持続的発展計画」の指針となるものである。

2 方針の期間

- 法の期間（令和3年度から令和12年度までの10年間）のうち
令和3年度から令和7年度までの前期5年間

3 方針策定のポイント

- 「SDGsの理念」を踏まえるとともに、
 - ・人口減少、災害列島、新型コロナウイルス感染症の「3つの国難への対応」
 - ・新たな課題解決の原動力であるDX、GXを「2つの推進エンジン」
 として「5つの重点事項」を定め、「徳島ならではの」県内過疎地域における「持続的発展のための新たな羅針盤」とする。



4 今後のスケジュール

- 6月 方針案を市町村へ送付
方針案のパブリックコメントを実施
- 7月 方針案を総務省に協議
- 8月 総務省の同意を得て、方針の策定
- 9月 県計画案を議会へ報告